

弟子屈町公式W e b サイト広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弟子屈町広告掲載規則（平成 年弟子屈町規則第 号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、規則に定めのあるもののほか、規則第2条に定める広告媒体（以下「広告媒体」という。）である弟子屈町公式W e b サイトに広告を掲載させることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の募集)

第2条 弟子屈町公式W e b サイトに掲載させる広告の募集は、弟子屈町公式W e b サイトで行うものとする。

(広告の位置、規格、期間及び広告料)

第3条 弟子屈町公式W e b サイトに掲載させる広告の位置は、町長が指定する位置とする。

2 弟子屈町公式W e b サイトに広告を掲載させる期間は、1ヵ月広告掲載とし、毎月1日に開始するものとする。ただし、1日が弟子屈町の休日を定める条例（平成3年弟子屈町条例第16号）第1条各号に定める町の休日である場合は、その日後、最初の当該休日でない日に開始するものとする。

3 弟子屈町公式W e b サイトに広告を掲載させる期間は、6ヶ月まで延長することができるものとする。ただし、毎年3月31日に終了するものとする。

4 弟子屈町公式W e b サイトに掲載させる広告の規格及び料金は、別表に定める。

(その他)

第4条 弟子屈町公式W e b サイトに広告を掲載させることに関して必要な事項で、規則又はこの要綱に定めのない事項は、弟子屈町公式W e b サイトの所管課長と規則第6条第3項に定める広告主が協議して定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

別表（第3条第4項関係）

規格	広告料
縦55ピクセル×横160ピクセル 静止画像 バナー広告（広告主の指定するW e b サイトにリンクする広告）	1ヵ月につき 10,000円